また、当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

(ｶ)　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設

(ｷ)　階　　数　地上３階以上

(ｸ)　建物規模　延べ面積3,000㎡以上

(ｹ)　工事種目　「空気調和設備」及び「給排水設備」（いずれの設備もシステム一式を施工していること。）

④　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。（詳細は入札説明書参照。）。

(a)　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記②の全ての要件を満たす建物の暖冷房衛生設備工事の新設をした施工経験を有していること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、上記②(ｴ)工事種目については、「空気調和設備」又は「給排水設備」のいずれかの工事の施工経験を有すればよい。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。

なお、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、うち１人が前記の施工経験を有する者であること。

また、当該施工経験が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記７(1)から入手するものとする。

９　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記８(1)①の認定（同８(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同６及び同７により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同８(1)①の認定を受けていない構成員が同８(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において同８(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同８(1)①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

10　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

11　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

12　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「仙台第１地方合同庁舎増築棟(11)機械設備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

旭川（23震災関連）庁舎新設等建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 23 年 12 月 22 日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長　大東　　隆

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01

１　工事名　旭川（23震災関連）庁舎新設等建築工事

２　工事場所　北海道旭川市

３　工事概要

旭川駐屯地

・庁舎(A)新設
構造：鉄筋コンクリート造５階建て
規模：延べ面積約8,500㎡

・庁舎(B)新設
構造：鉄筋コンクリート造５階建て
規模：延べ面積約8,500㎡

・既設建物解体工事及び付帯施設撤去工事
構造：鉄筋コンクリート造３階建て
規模：延べ面積約5,200㎡・ほか８棟

・地質調査（ボーリングＬ＝14m×８本）、詳細図等作成業務一式

旭川地方協力本部

・地本庁舎増設
構造：鉄筋コンクリート造２階建て
規模：延べ面積約760㎡、車寄せ（鉄骨造）約40㎡共

・地本庁舎改修
構造：鉄筋コンクリート造２階建て
規模：延べ面積約410㎡
改修概要：全面模様替え、耐震改修共
・渡り廊下新設
構造：鉄筋コンクリート造２階建て
規模：延べ面積約６㎡

・門扉、囲障、国旗掲揚塔新設一式

・既設建物解体工事及び付帯施設撤去工事
構造：鉄筋コンクリート造２階建て
規模：延べ面積約220㎡・ほか１棟

・地質調査（ボーリングＬ＝10m×２本）、詳細図等作成業務一式

本工事は、契約後、設計図書に明示した現場条件、部隊要望、要求性能等を基に、調査並びに法手続き等に必要な図面、施工に必要な詳細図及び数量調書の作成を受注者が行い、発注者の承認を経て着手する工事である。

４　工期　平成26年３月31日まで

ただし、庁舎(A)、(B)新設及び地本庁舎地区については平成26年１月31日までとする。

５　競争参加資格審査申請書の交付

(1)　交付期間　平成23年12月22日から平成24年１月17日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2)　交付場所　〒060―0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎　北海道防衛局総務部契約課　電話011―272―7513

(3)　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６　申請書の提出

(1)　提出期間　平成23年12月22日から平成24年１月17日まで（行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2)　提出場所　上記５(2)に同じ。

(3)　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し